

# 通所介護重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

## 1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0470(20)8080 (午前8時15分～午後5時15分まで)

担当 生活相談員 植野和彦

\*ご不明な点は、何でもお尋ねください。

## 2 デイサービスセンター やすらぎの郷の概要

### ①提供できるサービスの種類と地域

名称	デイサービスセンター やすらぎの郷
所在地	千葉県 館山市波左間405番地 特別養護老人ホーム 特別養護老人ホーム だん暖の郷内
介護保険指定番号	通所介護 (千葉県 第1271000398号)
サービスを提供する対象地域	館山市 南房総市 (事業所から概ね15km) 上記以外でもご希望の方はご相談ください。

### ②同センターの職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		従業員の管理、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。	1名
生活相談員	1名 (兼務1名)		利用申込みに係る調整、介護計画の作成、介護の提供に当たる。	2名 (兼務1名)
機能訓練指導員		1名	日常生活を営むのに必要な機能の改善又はその減退を防止する為の訓練を行う。	1名
看護員		2名	利用者の保健衛生、看護業務を行う。	2名
介護員	2名		利用者の日常生活における介護を行う。	2名

### ① 同センター設備の概要

定員	20名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	合計面積 148.066㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽・特別浴槽	送迎車	5台

### ④営業日時

送迎時間を含み 午前8時15分～午後5時15分

ただし、施設内での介護時間は、午前9時00分～午後4時15分まで

定休日 水曜日、1月1日～1月3日

### 3 介護サービス内容

- \* 送迎、昼食、おやつを提供、入浴、排泄介助、機能訓練、生活相談、レクリエーション等、その他、必要な介護等を行います。

### 4 料金

#### (1) 利用料金

	1日あたりの料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額		
		(1割の方)	(2割の方)	(3割の方)
要介護度1	6,580円	658円	1,316円	1,974円
要介護度2	7,770円	777円	1,554円	2,331円
要介護度3	9,000円	900円	1,800円	2,700円
要介護度4	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
要介護度5	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円

- ・入浴介助加算（Ⅰ） 介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1日40単位。
- ・入浴介助加算（Ⅱ） 介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1日55単位。
- ・個別機能訓練加算（Ⅰ）イ  
介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1日56単位。
- ・個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ  
介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1日76単位。
- ・個別機能訓練加算（Ⅱ）  
介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1月20単位。  
※加算Ⅰに上乗せして算定。
- ・栄養改善加算 介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1回200単位。  
※月2回まで。原則3ヶ月です。
- ・栄養アセスメント加算  
介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1月50単位。  
※口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）、栄養改善加算との併算定は不可。
- ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）  
介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1回20単位。  
※6月に1回を限度。
- ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）  
介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1回5単位。  
※6月に1回を限度。
- ・口腔機能向上加算（Ⅰ）  
介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1回150単位。  
※月2回まで。原則3ヶ月です。
- ・口腔機能向上加算（Ⅱ）  
介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1回160単位。  
※月2回まで。原則3ヶ月です。

- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ  
介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1日22単位。  
※介護福祉士が70%以上配置されている、又は勤続10年以上介護福祉士25%以上。
- ・サービス提供体制強化加算Ⅱ  
介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1日18単位。  
※介護福祉士が50%以上配置されている。
- ・サービス提供体制強化加算Ⅲ  
介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1日6単位。  
※介護福祉士が40%以上配置されている、又は勤続7年以上介護福祉士30%以上。

令和6年5月31日まで

- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数×59/1000
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数×43/1000
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数×23/1000
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数×12/1000
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数×10/1000
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×11/1000

令和6年6月1日より

- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)：(所定単位数×92/1000)
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)：(所定単位数×90/1000)
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)：(所定単位数×80/1000)
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)：(所定単位数×64/1000)

介護職員等処遇改善加算の算定につきましては1年間の経過措置あり

- ・通所介護送迎減算  
介護保険適用時1割もしくは2割、3割減算。1日94単位。  
同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合。
- ・送迎を行わない場合の減算  
介護保険適用時1割もしくは2割、3割減算。片道47単位。  
利用者に対して、居宅と通所介護事業所との間の送迎を行わない場合。  
※通所介護送迎減算の対象となっている場合には、この減算の対象とはなりません。
- ・生活機能向上連携加算（Ⅰ）  
介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1月100単位。  
※3月に1回を限度。
- ・生活機能向上連携加算（Ⅱ）  
介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1月200単位。
- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）  
介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1日3単位。
- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ）  
介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1日4単位。

・認知症加算

介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1月200単位。

※日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して、算定基準を満たしている場合。

・中重度者ケア体制加算

介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1日45単位。

※要介護度3以上の利用者の占める割合が100分の30以上で算定要件を満たしている場合。

・科学的介護推進体制加算

介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1月40単位

・ADL維持等加算（Ⅰ）

介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1月30単位。

・ADL維持等加算（Ⅱ）

介護保険適用時1割もしくは2割、3割自己負担。1月60単位。

・送迎時における居宅内介助等の評価

居宅サービス計画と個別サービス計画（通所介護計画書）に位置づけた上で実施するものとして、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等が送迎時に実施した居宅内介助等の所要時間をサービス提供時間に30分以内で含めることとする。

・その他

食事の提供1日につき740円（午前・午後のおやつ代を含む）、おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は別途自己負担となります。また、記録の複写物にかかる費用は1枚につき20円です。

（2）キャンセル料

ご利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の当日午前8時15分までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の当日午前8時15分までにご連絡がなかった場合	デイサービス利用料の10%

（3）支払方法

毎月15日までに前月分の請求書をお渡しし、原則として翌月26日に口座振替により引き落とされますので、残高の確認をお願いします。

通帳には、「SMFS（BIGLOBE）」又は「BIGLOBE（SMFS）」又は「ヤスラギノサト」と表示されます。

5 サービスの利用方法

担当の介護支援専門員にご相談ください。担当の介護支援専門員と調整いたします。

「デイサービスセンター やすらぎの郷」に電話で直接申し込んでいただくことも可能です。依頼に基づき、担当の介護支援専門員と調整いたします。

## 6 当デイサービスセンターの特徴

### (1) 運営の方針

- ①要介護状態にある高齢者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- ②利用者やその家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施にあたっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び、協力を行う等、地域との交流に努める。

### (2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	あり	
時間延長の可否	なし	
従業員への研修の実施	あり	
サービスマニュアルの作成	あり	
第三者評価の実施	あり (なし)	
業務継続計画の作成	あり	感染症や防災対策の充実強化(周知・研修・シミュレーション訓練) ※計画は、令和6年3月31日までは努力義務

### (3) サービス利用にあたっての留意事項

#### ・送迎時間の連絡

当初の約束時間と変更になった場合のみ連絡します。

#### ・体調確認

風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。当日の健康チェックの結果が悪かった場合、又ご利用中に体調が悪くなった場合はサービス内容の変更や中止をすることがあります。その場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。

#### ・体調不良等によるサービスの中止・変更

当日の午前8時00分までに電話等により事務所に連絡することとします。変更については同月内であればご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

#### ・設備、器具の利用

事故防止のため機能訓練室及び機能訓練器具等を利用する場合や、入浴される場合は、職員の指示のもとに利用してください。

## 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。(主治医及び家族の連絡先は契約書ならびに契約書別紙参照のこと)

## 8 非常災害対策

- ・災害時の対策 避難誘導、初期消火、通報、地元消防団との連携
- ・防災設備 スプリンクラー、消火栓、避難口、避難通路、防火扉、防火シャッター等
- ・防災訓練 年3回実施（うち1回は夜間、又は夜間を想定した訓練）
- ・防火管理責任者 特別養護老人ホームだん暖の郷 施設長 鈴木 喜美重

## 9 虐待の防止に関する事項

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。  
担 当： 虐待防止委員会より選任します。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待の防止のための指針を作成します。
- (4) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（入職時）に実施します。

## 10 安全管理対策に関する事項

事業者は、介護事故を可能な限り防ぐために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事故発生の防止のための指針を作成します。
- (2) 事故対策委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (3) 介護保険の保険者・県へ事故の詳細を報告します。
- (4) 職員に対し、事故防止のための研修を定期的実施します。

## 11 身体拘束廃止に向けての取り組みに関する事項

事業者は、身体拘束廃止に向けて、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 緊急・やむを得ない場合（切迫性・非代替性・一時性）以外の身体拘束の原則禁止します。
- (2) やむを得ない場合にも必ず事前に利用者・家族等と実施する内容と方向性、利用者の行動・心理症状などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。
- (3) 身体拘束廃止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束廃止に関する指針を作成します。
- (5) 職員に対し、身体拘束廃止のための研修を定期的（入職時）に実施します。

## 1.2 ハラスメント防止対策についての事項

事業者は、「職員による虐待と職員へのハラスメントはどちらもあってはならない」考えであり、利用者、職員を守る観点から、利用者と家族との信頼関係を築き、安全安心な環境で質の高いケア提供と職員が働きやすい環境・風土づくりの構築に向けて、ハラスメントの未然防止等に対する取り組みとして、次に掲げる措置を講じます。

- (1) ハラスメントに対する基本方針を作成します。
- (2) 基本方針の職員、利用者及び家族等への周知を図ります。
- (3) ハラスメント防止のためのマニュアルを作成します。
- (4) 職員に対しハラスメント防止のための研修を実施します。
- (5) 相談窓口担当の選定をします。  
担 当：主任職以上に就く者より選任します。
- (6) 著しい迷惑行為により継続的なサービスの提供が出来ない状況に至った場合には契約の解除を検討します。

## 1.3 サービス内容に関する苦情

### ① センターご利用者相談・苦情担当

担 当：生活相談員 植野和彦

解決責任者：管理者 鈴木 喜美重

電 話：0470(20)8080

### ② 第三者委員：千原 清之

連絡先 電子メール：[daisansha@8910.or.jp](mailto:daisansha@8910.or.jp)

### ③ その他

当センター以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

館山市 高齢者福祉課 電話：0470(22)3487

南房総市 健康支援課 電話：0470(36)1154

鋸南町 保健福祉課 電話：0470(50)1172

鴨川市 健康推進課 電話：0470(93)7111

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係  
電話：043(254)7428

千葉県運営適正化委員会 電話：043(246)0294

#### 1.4 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 白寿会
代表者役職・氏名	理事長 鈴木 照久
本部所在地・電話番号	千葉県南房総市富浦町深名1170番地1 0470(20)4060

- 定款の目的に定めた事業
- (1) 第一種社会福祉事業
    - ・特別養護老人ホームの経営
    - ・軽費老人ホーム（ケアハウス）の経営
  - (2) 第二種社会福祉事業
    - ・老人デイサービス事業の経営
    - ・老人短期入所事業の経営
    - ・老人介護支援センターの運営

施設・拠点等	特別養護老人ホーム	3箇所
	ユニット型特別養護老人ホーム	1箇所
	短期入所生活介護（併設）	3箇所
	介護予防短期入所生活介護（併設）	3箇所
	通所介護（併設）	3箇所
	介護予防通所介護（併設）	3箇所
	居宅介護支援事業所（併設）	2箇所
	ケアハウス（併設）	1箇所



令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 〈事業者番号〉 千葉県 第1271000398号  
〈事業者名〉 デイサービスセンター やすらぎの郷  
〈住所〉 千葉県館山市波左間405番地  
〈説明者名〉 生活相談員 植野 和彦 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け、理解し了承しました。

利用者 〈住所〉

〈氏名〉 印

代理人 〈住所〉

〈氏名〉 印